

令和5年9月11日

匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒処分等について

1 概要

本件は、匝瑳消防署及び横芝光消防署に勤務する5名の職員が例年8月中旬から9月中旬までに数日、複数年にわたり営利企業に従事し、1日当たり1万円から1万1千円の報酬を得ていたことが判明したことから、当該職員と管理監督責任があった職員に対し、懲戒処分等を行ったものです。

2 処分内容

(1) 懲戒処分 2名

所属	職名	年齢	処分内容
横芝光消防署	主査補	39歳	戒告
匝瑳消防署	副主査	33歳	戒告

(2) 矯正措置 3名

所属	職名	年齢	処分内容
匝瑳消防署	主査補	36歳	訓告
匝瑳消防署	副主査	31歳	訓告
匝瑳消防署	主任主事	30歳	訓告

(3) 管理監督責任

- ア 対象 消防長、次長、匝瑳消防署長及び横芝光消防署長
イ 処分 厳重注意

3 処分年月日 令和5年9月11日

4 処分事由

職員が行った行為は地方公務員法における営利企業の従事制限に違反する

ものであり、また、その行為は公務員としてその職の信用を傷つけるものであったと認められることから、懲戒処分としたものです。

また、本年において営利企業に従事した事実がなく、過去の従事期間が短い者については訓告とし、管理監督責任として消防長以下4名を厳重注意といたしました。

5 お詫び

この度、本組合の一部の職員においてこのような事実があったことは、誠に遺憾であり、管内住民の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけすることとなつてしまい、深くお詫び申し上げます。

本組合では、一連の事実を真摯に受け止め、今後、このようなことが二度と起こらぬよう、綱紀粛正の徹底を図るとともに、再発防止と本組合の信頼回復に努めてまいります。